

令和2年4月15日

教職員の皆様

教育学研究科長 八鍬 友広

新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた緊急対応における業務継続
にかかると基本的な考え方等について

4月14日付けで、新型コロナウイルス感染症対策本部より、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

令和2年4月14日

各部局長 殿
本部事務機構各部・課（室）長 殿

新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた緊急対応における業務
継続にかかる基本的な考え方等について（通知）

本学で複数の感染者が確認されたこと及び全国の感染拡大状況を踏まえ、令和2年4月8日付けをもって「緊急時における東北大学行動指針（BCP）」レベル3への引き上げを行いました。

各部局におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止への更なる徹底とともに、必要最低限継続すべき業務の実施に向けた体制整備等を行っていただいているところですが、その参考としていただくため、基本的な考え方及び具体例等を、別紙のとおり取りまとめましたので通知いたします。

【本件担当】

総務企画部法務・コンプライアンス課

課長 菅原，課長補佐 小松山

Tel 217-6081(菅原), 6137(小松山)

Mail takashi.sugawara.d2@tohoku.ac.jp

masaki.komatsuyama.e6@tohoku.ac.jp

別紙

1. 部局内における対応体制整備について

(1) 対策本部の設置

各部局に対策本部（以下、「部局対策本部」という。）を設置し、新型コロナウイルス感染症対策の実施体制を明確にしてください。

- ・ 部局長を本部長とする
- ・ 部局として判断すべき事項の意思決定を行う
- ・ 不測の事態に備え、本部長代行順位などを定める

(2) 情報共有体制と注意喚起

部局対策本部と部局構成員との間で情報を速やかに共有するため、緊急連絡網の整備とWebページ等による適切な情報発信体制を構築してください。また、感染拡大防止に向け、さらなる注意喚起を行うとともに、学生及び教職員の健康状況を逐次把握してください。特に学生の現状把握とケアを確実に行ってください。

- ・ 部局対策本部は、特設Webページを開設するとともに、メール等を通じて確実に情報を提供する
- ・ 学生及び教職員と部局対策本部との連絡用に緊急連絡専用メールアドレスを設定する
- ・ 会議については原則オンラインとし、Google Meet等を使用する
- ・ 感染の早期把握のため、各研究室において、研究室構成員の健康状態及び体調不良者数を把握する
- ・ 学生及び教職員へ集団感染が起きやすい行動の禁止を要請する
(課外活動の禁止、帰省等の居住地域を超えた移動の自粛、複数人での飲食を伴う会合や懇談の禁止、集団感染リスクの高いアルバイトの自粛)

2. 事業場における活動について

更なる感染拡大防止のため、行動指針レベル3に従い事業場における活動に制限を加えます。学内外の感染拡大状況によるレベル4以上への移行も視野に検討を行ってください。

(1) 研究活動について

- ・ 各研究室では、大学及び部局方針を踏まえ、研究室責任者の責任の下、研究室における活動を必要最小限に抑えつつ、オンライン等で研究を実施する体制を整備する
- ・ 研究室等には、現在進行中の実験・研究を継続するための必要最小限の関係者のみ立ち入りを許可するとともに、立ち入る者は現場での滞在時間を減らし、それ以外の者は自宅作業とする
- ・ 危険防止のため、研究室等で1人だけで実験・作業することは原則として禁止し、やむを得ず実施する場合は、安全対策と緊急時の連絡方法を確保したうえで実施する
- ・ 教職員の出勤体制は交代制シフトを組み、感染防止と感染者発生時の経路特定を可能とする
- ・ 感染拡大防止のため自主的に研究室を閉鎖することは妨げない

(2) 感染者発生時等の対応について

- ・ 各研究室は、感染者・濃厚接触者の発生や、感染に関わる懸念事項などが生じた際には、部局対策本部に遅滞なく連絡する
- ・ 部局対策本部は、感染者や濃厚接触者等のケアを行うとともに、感染者の行動履歴に応じた感染拡大防止策を講じる
- ・ 部局対策本部は、感染者や濃厚接触者等を特定し、迅速に大学対策本部へ連絡するとともに、当該区画（研究室、事務室等）の一定期間（原則2週間）の閉鎖など適切な措置を講じる
- ・ 当該区画の消毒方法や時期等は、保健所の指示に従って、大学本部と連携のうえ、専門業者等に業務委託のうえ実施する
- ・ 閉鎖区画への立ち入りは、保健所の指導を確認のうえで実施する
- ・ 閉鎖期間終了時には、当該区画責任者は関係者の健康状態を確認のうえ、部局対策本部長に報告し、部局対策本部長が大学本部と協議のうえ、閉鎖解除を決定する

(3) 事務関連業務について

事務関連業務は、部局運営及び教育・研究において継続が不可欠な活動に関連する業務、法令等に基づき中止・延期等が困難な業務のみ実施します。全学で共通に実施している業務については、各業務の対応を取りまとめのうえ、本部事務機構より通知します。